

令和
六 年
五 條 市 議 会 第 三 回 定 例 会 会 議 録 (第 四 号)

令和六年九月二十六日(木曜日)

議 事 日 程 (第 四 号)

令和六年九月二十六日(木曜日) 午前十時開議

- | | | |
|----|--------|---------------------------------|
| 第一 | 議第五十四号 | 令和六年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について |
| 第二 | 議第四十五号 | 五條市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議第四十七号 | 五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者の指定について |
| | 議第四十八号 | 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について |
| | 議第四十九号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| | 議第五十号 | 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について |
| | 議第五十一号 | 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について |
| | 議第五十二号 | 奈良県広域水質検査センター組合の解散について |
| | 議第五十三号 | 奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議第五十五号 | 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について |
| 第三 | 認第一号 | 令和五年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第二号 | 令和五年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第三号 | 令和五年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第四号 | 令和五年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第五号 | 令和五年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について |

認第	六号	令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第	七号	令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認第	八号	令和五年度五條市水道事業会計決算認定について
認第	九号	令和五年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第四議第五十六号	令和六年度五條市一般会計補正予算（第五号）	議定について
第五同第	五号	五條市教育委員会委員の任命について
第六推第	一号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
推第	二号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
推第	三号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
第七発議第	六号	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書について
第八発議第	七号	五條市議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
岩	窪	吉	谷	中	秋	仲
本	田	山	山	本	山	
	佳	勝	俊	直		
孝	秀	正	啓	樹	嗣	嘉

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡
副市長	塚岡
教育長	勝彦
理事	恵充
技監	茂人
市長公室長	豊彰
総務部長	久雄
すこやか市民部長	茂樹
あんしん福祉部長	由美子
産業環境部長	久美
都市整備部長	晶
教育部長	雅朗
西吉野支所長	民浩
大塔支所長	伸之

八番	福山
九番	山耕
十番	吉雅
十一番	藤美
十二番	大谷
	龍雄
	恵子
	範司
	実

事務局職員出席者

会計管理者	柴 榮
水道局長	田 林
総務部次長・財政課長事務取扱	裕 淳
戸 野	彦 子
哲	

事務局長	久 保
事務局次長	辰 巳
事務局総務係長	大 雅
事務局係員	神 農
速記者	福 本
	光 悠
	希 輝
	子 輔
	彦 彦

午前十時開会

○議長（福塚 実）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（福塚 実）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

去る十日に行いました議案審議におきまして、議第五十四号を議題とした際、九番、山口耕司議員の質問に対して、上田井都市整備部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井 朗）議長から発言の許可をいただきましたので、九月十日の議第五十四号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定についての質疑の中で、公園施設長寿命化対策支援事業内容の答弁について、内容の訂正をさせていただきます。

答弁の際に、事業内容を岡第一号児童公園の踏み板式ブランコ及び滑り台、二見川端児童公園のジャングルジムの二か所と答弁いたしました。

たが、正しくは、岡第一号児童公園の踏み板式ブランコ、岡第二号児童公園のジャングルジム、岡第五号児童公園の踏み板式ブランコとジャングルジム、二見川端児童公園のジャングルジム及び須恵児童公園の滑り台の五か所でございます。おわびして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（福塚 実） 以上で、発言の訂正を終わります。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） これより、日程に入ります。

○議長（福塚 実） 初めに日程第一、議第五十四号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。（「五番」の声あり。）総務文教常任委員会、吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正） ただいま議題となりました、議第五十四号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月十日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第五十四号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ五千七百七十一万九千円を追加し、総額で百八十八億八千二百六十二万九千円とするもので、歳出予算の主な内容は、奈良県国民健康保険団体連合会とデータ連携を行うためのシステム改修費、生活保護法の一部改正に伴う生活保護システムの改修費、都市公園施設長寿命化対策支援事業費の追加、五條市観光交流センターの光熱費等に充用した予備費を充当するため等所要額の追加であり、歳入予算の主な内容は、地方交付税、国庫支出金、繰入金、市債をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図ったものであり、当局の説明により了承した次第であります。委員から、定額減税補足給付金の給付対象者と金額をただしたのに対し、「令和五年分の所得税と市県民税の均等割が課税されている方が対象となり、給付金の金額は一人当たり所得税分が三万円、市県民税分が一万円となっており、合計が四万円となる。扶養一人につき同額とな

るため、扶養一人の場合は四万円と四万円、最大合計八万円の給付となる。」との答弁があり、委員から、低所得者支援給付金において、新たな非課税世帯、均等割世帯の児童への五万円加算となるが、子供一人当たりなのか、世帯当たりなのかをただしたのに対し、「子供一人に対して五万円の支給となる。」との答弁がありました。

また、委員から、都市公園施設長寿命化対策工事費追加における公園名と金額をただしたのに対し、「岡第一号児童公園七十万三千元、岡第二児童公園二百四万一千元、岡第五号児童公園二百五十六万円、二見川端児童公園一千三百十万三千元、須恵児童公園二百六十一万五千元の五か所で、合計二千二百二十万二千元となる。」との答弁があり、委員会から、「九月十日の本会議での議案審議では二か所と答弁していたことと整合性がない。」との意見があり、私から、本件について本会議の答弁と当委員会での答弁について、異なるのであれば訂正する必要があることを指摘いたしました。

また、委員から、工事については古いものを取り替えるのか、新しいものを取り付けるのかをただしたのに対し、「全部新しく取り替える。」との答弁があり、委員から、公園ごとの工事内容についてただしたのに対し、「岡第一号児童公園はブランコの二連式一基を交換、岡第二号児童公園はジャングルジム、岡第五号児童公園はブランコ及びジャングルジム、二見川端児童公園はジェット型ジャングルジム、須恵児童公園は滑り台の交換を考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、過去に五か所の公園の中で、大きなけがや事故はなかったのかをただしたのに対し、「聞いている限り事故はなかった。」との答弁がありました。

本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「今後の認定こども園のあり方について」及び「五條市立中学校における部活動地域移行について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において、既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第二、議第四十五号、議第四十七号から議第五十三号及び議第五十五号の九議案を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。（「九番」の声あり。）厚生建設常任委員会、山口耕司委員長。

〔厚生建設常任委員長 山口耕司登壇〕

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました、議第四十五号、議第四十七号から議第五十三号及び議第五十五号の九議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月十日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正により、現行の国民健康保険者証が、令和六年十二月二日以降、廃止されることに伴い本条例の一部を改正するもので、第十三条において、国民健康保険法の改正に伴う文言

の整理を行うとともに、被保険者証の返還に関する罰則規定を削除するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、現在のマイナンバーカードの普及率についてただしたのに対し、「令和六年八月二十五日の時点では、交付率は八十三・七％、実際のカードの保有率は七月三十一日時点で七十四・七％となっている。」との答弁があり、委員から、マイナ保険証に替わっていくに当たり、マイナンバーカードを取得していない人への対応をただしたのに対し、「広報等で周知していかなければならないと思っている。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードを持っている市民が保険証を利用するのに必要な手続があるのかただしたのに対し、「所有者は保険証として利用する登録を行えば、マイナ保険証として活用できる。行っていない場合は、保険証に代わるものを交付することになる。」との答弁があり、委員から、登録はどこで行うのかをただしたのに対し、「自身で行う場合はスマートフォン等を使って、マイナポータルで登録することになる。うまくできない場合については地域政策課で対応する。」との答弁があり、委員から、登録の必要性を広報しなければならぬのではないかとただしたのに対し、「十二月二日に保険証が廃止されるので、事前に市民の方に、広報五條、市ホームページ、市の公式LINE等を通じて発信していかなければならないと考えている。」との答弁があり、委員から、手続が終了している人を把握できているのかただしたのに対し、「現時点では把握できていない。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十七号 五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市食肉処理加工施設、位置は五條市阪合部新田町三百四番八、指定管理者となる団体の名称は、株式会社ROMEO、代表取締役、北野真寿、住所は五條市五條三丁目五番十六号、指定の期間は令和七年一月一日から令和十二年三月三十一日までの五年三か月であるとの当局の説明により、了承した次第であります。委員から、指定管理料は無償で、この期間は市は何も支出しないのかただしたのに対し、「修繕等が必要になれば、協議の上、予算計上していく。」との答弁があり、委員から、本会議の答弁で機械を新しく入れるとあったことについてただしたのに対し、「ペットフードの業者なので、ペットフード用の機械を入れるかもしれない。」との答弁があり、委員から、指定管理になった場合に、現在雇用されている方はどうなるのかをただしたのに対し、「現在、会計年度任用職員が一名常駐しており、その職員については、施設が指定管理者の運営になる来年一月から雇用は終了するというのを伝えている。」との答弁があり、委員から、以前からの地元との協議事項についてただしたのに対し、「地元等の協議の中で水質検査を行うことになっており、その分については市で今後も行っていく。」との答弁があり、委員から、指定管理になっても今までどおり、鹿やイノシシの肉の販売を行っていくのかただしたのに対し、「今までの取引業者は五十九者ほどあるが、それも引き継いでほしい旨は伝え、引き継げる分は引き継ぐという形で進めてもらう。」との答弁がありました。

また、委員から、この施設ができるときに浄化槽や水質等、様々な問題をクリアしてきたが、新たな加工製品がつくられたときに、現在の浄化槽で対応できるのか。また、地区の水源が汚染された場合、その責任の所在はどこになるのか。ただしたのに対し、「搬入されたイノシシや鹿を施設で処理し、加工等については、現在、自社の施設で加工するというような形で進めている。」との答弁があり、委員から、今新たにペットフードの機械を入れるという説明であったが、自社施設で加工することと整合性が取れないのではないかと。ただしたのに対し、「ペットフード用として保管する施設を別に設けるかもしれないが、基本的に加工のほうは自社でしていただくようお願いしている。」との答弁がありました。

また、委員から、応募数について。ただしたのに対し、「二者である。」との答弁があり、委員から、令和五年度に搬入されたイノシシと鹿の頭数を。ただしたのに対し、「イノシシは六十七頭、鹿は百五十四頭である。」との答弁がありました。

また、委員から、食肉用として従来のジビエ販売は行わないのか、また、開発したジビエカレー等、加工品の生産はもう行わないのか。と。ただしたのに対し、「販売させてもらっているところについては、引き継いでほしいとお願いしている。また、カレーについては現在、イノシシの捕獲量が少ないため生産できていないが、こういう事業をやっていることを伝え、進めるようにお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定につきましては、施設の名称は五條市観光交流センター、位置は五條市野原西一丁目九番二十号、指定管理者となる団体の名称は西岡農園、代表西岡英史、住所は五條市西吉野町湯川六百四十二、指定の期間は令和七年一月六日から令和十二年三月三十一日までの五年三か月間であるとの当局の説明により承した次第であります。委員から、この施設について、過去に指定管理者が決定し、その後、辞退となったが、過去の指定管理者との話し合いはできているのか。ただしたのに対し、「過去の指定管理者の下で指定管理期間が始まったが、施設の運営ができない状態が続いた中、何度か話し合いを行ったが、自主事業ができない中で、人員配置等ができないという理由から辞退の申出があり、指定管理者の取消しを行った。」との答弁があり、委員から、過去の指定管理者との間で、違約金等は発生しないのか。ただしたのに対し、「違約金については、三十万円を請求している。」との答弁があり、委員会から、違約金は支払われているのか。ただしたのに対し、「現在のところ、まだ支払われていない。」との答弁があり、委員から、今回の応募者数を。ただしたのに対し、「二者である。」との答弁があり、委員から、今回の指定管理者の業務形態について。ただしたのに対し、「自主事業としてフルーツをメインとしたチョコ、アイスなどのいろいろなスイーツを一年を通して販売する予定となっている。」との答弁

があり、委員から、施設に機械の設置を認める契約となっているのかただしたのに対し、「今回の場合はフルーツ加工を行うということで、機械設備の搬入を考えているようである。施設の中もこの機械の搬入に伴い、部分的に改装も必要になっており、それに係る費用については、指定管理者が負担する。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理者は土産物を販売するのかただしたのに対し、「施設自体は観光情報の発信を行ってもらうことと、自主事業でフルーツの加工品の販売を行うと聞いている。」との答弁があり、委員から、施設で飲食はできるのかただしたのに対し、「提案内容については、地元産のフルーツを使用した加工品やアイスの販売、加工の最終工程が見学でき、スイーツを楽しみながら休憩ができる空間をつくるというふうに聞いており、施設内で飲食ができるスペースもあるものと考えている。」との答弁があり、委員から、例えば換気扇等を取り付け、穴を開けたりした場合は、返却時には元に戻すことになるのかただしたのに対し、「基本的には原状復旧というふうになっている。」との答弁がありました。

また、委員から、応募のもう一者の名称と業者の点数についてただしたのに対し、「名称はすぎざきふぁーむで、点数は百点満点中、換算して七十二点であり、候補者は七十九・二点である。」との答弁があり、委員から、七点の差についてただしたのに対し、「候補者については、ふるさと納税返礼品の実績も多くあり、また、いろいろなフルーツを栽培しており、そういうフルーツを使った五條市のPRができるということが評価されたものと考えている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、第四十九号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の後期高齢者医療保険者証が、令和六年十二月二日に廃止されることに伴い、規約で定める広域連合の処理する事務に関する規定について所要の変更を行うもので、規約の別表中、被保険者証及び資格証明書の文書を資格確認証に改めるものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、マイナ保険証について年配の方々には丁寧な説明が必要かと思うが、手続が分からない方に対してどのように説明を行うのかただしたのに対し、「広報等で市役所に御相談いただけたら対応可能であるという説明を行うが、対応が難しい方に対しては、資格確認書という保険証の代わりになるものが郵送で交付されるので心配は要らないということも広報していきたいと考えている。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議につきましては、奈良県下の上水道事業を統合する県域水道一体化により、

統合先となる一部事務組合、奈良県広域水道企業団を設立することについて、地方自治法二百八十四条第二項の規定により規約を定めて協議したので、同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めるものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、企業団が設立されると、五條市の職員を企業団へ派遣しなければならないのかただしたのに対し、「今、水道局に所属している職員をそのまま企業団に派遣する形を想定している。」との答弁があり、委員から、現在の水道局の庁舎はどうなるのかただしたのに対し、「水道局の所有であり、そのまま企業団に移行し、今後も五條市事務所ということで営業する予定となっている。」との答弁があり、委員から、企業団議会の議員の定数についてただしたのに対し、「市町村の給水人口を基に選出することになっており、給水人口が五万人未満であれば一人、五万人から十万人未満の市町村については二人、十万人を超えると三人、そして奈良県議会から三人で、今の選出基準で合計を行うと三十八名になる。」との答弁がありました。

また、委員から、企業団が設立され五條市が加われば、老朽管、浄水場等修理・建て替え等については、五條市の負担はあるのかただしたのに対し、「修繕等につきましては、五條市からその用途への繰出金というのは基本的にない。簡易水道の施設については、平成二十九年までに投資をした改修水道施設への配管を起債で賄った場合、その起債に関する償還金について一定基準、おおむね半額ぐらいを市から繰り出しされているが、それは引き続き、繰出金として繰り出すことになる。また、旧の簡易水道エリアについても、起債で整備を行っているが、その分についても繰出金を同じ基準で繰り出すことになる。そのほか老朽管について、もしくは小島浄水場の修繕について、市からの繰り出しというのは基本的にない。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十一号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更、議第五十二号 奈良広域水質検査センター組合の解散及び議第五十三号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分につきましては、奈良広域水質検査センター組合は、令和七年度から営業を開始する奈良県広域水道企業団に統合されることになっており、令和七年三月三十一日をもって解散しようとするもので、組合規約の変更及び組合の解散並びに解散に伴う財産処分を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、配分に係る組合の財政調整基金の額についてただしたのに対し、「残額はおおよそ一億一千万円と予想されており、そのうち五條市に配分される見込額はおおよそ九百五十万円ほどである。」との答弁があり、委員から、組合の所在地及びその建物の今後についてただしたのに対し、「組合は御所市にあり、建物もその資産ごと企業団に移管することになる。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十五号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ四千九百六十六万五千円を追加し、総額で四十一億六千九百九十八万四千円とするもので、歳出予算の内容は、令和五年度介護保険特別会計の精算による介護給付費等の国庫、県費、支払基金等へ返還するための所要額の追加であり、歳入予算の主な内容は、繰越金を追加し歳出との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において、既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより、討論に入ります。

十二番、大谷龍雄議員の発言を許します。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは、議長の発言許可をいただきましたので、議第四十五号、議第五十号について反対討論を申し上げます。

まず、議第四十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正についての反対討論を申し上げます。

御存じのように、マイナンバーカードを作るか作らないかは法律では個人の任意になっております。そんな中で政府はマイナ保険証一本化を目的として、この十二月二日から今までの健康保険証の発行を停止するということになりました。そういう中で、もう既にマイナ保険証で診察している病院やその他のところであるようなトラブルが発生しております。幾つか明らかにしますと、奈良県の保険医協会が調べた中では奈良県の歯科医院で読み取り端末にマイナ保険証が反応せず、従来の保険証も当面は持つてくるように言われたという苦情も上がっております。また、千葉県の保険医協会がこの間、県内の医療機関を対象としたアンケート調査の結果を九月五日に発表しておりますけれども、千葉県

内の六百四十六医療機関中、六十八％の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルがあり、五十五％の医療機関でその日に持ち合わせていた保険証でトラブルを回避したと明らかにしています。

また、十二月二日の保険証廃止についてのアンケートでは、八十一・五％が国民健康保険証を残すべき、十一・九％が延期すべきと回答し、両者を合計すると九十三・五％に達していると発表しております。マイナ保険証では安心・安全な医療を提供できないというのが医療現場の切実な声になっております。

現在のマイナンバーカードはこの間で明らかになっておりますように、大体国民の七割はマイナンバーカードを所有しているということですが、その中で医療機関のオンライン資格確認でマイナ保険証の利用率は十二・三％、マイナンバーカードを持つておつても全ての方々がマイナ保険証を登録していないわけです。僅か十一・三％の方しかマイナ保険証として登録をしていないと。カードを持つておつてもこういう状況だということは、これは本人さんにも医療機関にも責任はないわけです。問題を解決していない中で進めようとしている政府に責任があるのではないでしょうか。

そういう中で、全国ではマイナ保険証の利活用に対応し切れず、病院をもう閉めると、辞めるという選択をせざるを得ない医療機関が一定数あるというのが現状です。

したがって、やはりマイナ保険証の活用がスムーズに行くように政府が責任を持つて解決すると同時に、それまでは現在の国民健康保険証等々を残すべきだということを申し上げまして、議第四十五号に対する反対討論といたします。

次に、議第五十号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について反対討論を申し上げます。

御存じのように皆さん、この課題はもう数年前から協議検討をされてきているわけです。当初はなかなか疑問点、不明点がたくさんありました。その中の一つとして、地元水道業者はどうなのかという点がありましたけれども、この間の答弁では、いわゆる給水管や配水管の維持管理においては、地域性は地元水道業者の対応状況を考慮して、迅速かつ円滑な修理業務体制を構築すると答弁しておりますように、地元業者のできる仕事は、やはり地元業者に回すのではないかと考えますけれども、やはり大きな事業は大手の事業者を持つていかれるという、そういうこともまだ残されている状況です。

また、企業団の議会はできたら議員が何名かと、議会ができるのかという、当初はいろいろ疑問がありましたけれども、この間の報告どおり加盟する市町村からは一人は必ず参加できると、人口によつては二名参加できるところもできてきたと、こういうことも奈良県下の市町村の議会での議員の質問、また業者の要望、また理事者の皆さん方の努力で明確になってきておりますけれども、しかしまだまだ未解決の問題

がありますので、反対討論をさせていただくというところでございます。

未解決の大きな問題の一つは、この計画はいわゆる災害に対する対応が大変不十分であるということです。根拠を申し上げますと、現在、奈良県下に主要な浄水場が十四施設ありますけれども、それが八施設に減ってしまうと。小規模浄水場が四十三施設ありますけれども、三七に減るということです。だから一浄水場当たりの給水世帯数が、もうこれだけでも増えるわけですから、浄水場の何らかの事故、故障が起されば、やはり一定期間は給水できないということがはつきりしてるんです。

しかしその上に、奈良県は地震の断層帯がたくさんあります。この前、明らかにしましたけれども、一つは奈良盆地東縁断層帯、もう一つは中央構造線断層帯、これは五條の金剛山の裾から御所の葛城山の裾に延びている断層帯です。生駒断層帯、木津川断層帯、あやめ池の松尾山断層、そして大和川断層帯、御所から吉野町へ延びている千股断層帯、名張断層帯と、このように奈良県も地震断層が大変大きいところで、過去数年前にはやはり吉野町でも小さな地震がありましたし、奈良市と京都の間では地震が発生しております。

そのように地震断層帯の多い奈良県ですから、これからはどうなるのかということは正確な予想はできませんけれども、やはり大きな地震が発生することもあり得るという、そういう計画の下で進めていかなければなりませんけれども、やはり先ほど申し上げましたように、主要な浄水場が十四から八に減らされると、小規模浄水場は四十三から三十七に減らすということです。大変災害に対する対応が不十分だというのが反対理由のまず一つであります。

もう一つは、こういうように水道の広域化したら財政はどうなるのかという財政見通しです。これにつきましては奈良県の試算も奈良市の試算も、既に広域化された群馬県の東部水道企業団、そして香川県の広域水道企業団、そして、かずさ水道広域連合企業団を調査の対象にして、今までこの三つの地域の水道の広域化の企業団を参考にしてきました。

その中で、もう既にこの三つの地域の企業団は何年かは広域化して、実際の財政の状況がよかったのか悪かったのか、これは明らかになっているわけですから、だからやっぱり大事なものは、この三つの地域の企業団がやった結果のいわゆる数値を参考にすることが求められますけれども、奈良県はこの三つの地域の企業団のいわゆる計画数値です。計画数値を参考にして、奈良市は実際にやった中で出てきた数値を、いわゆる実績数値を参考にして奈良市は実際にやってみた結果、いいことはないじゃないかと。だから奈良市は加盟せずに独自でいくということとで、今回は加盟してないわけです。

それで一つだけ具体的に申し上げますと、委託費、維持費、管理に関する費用です、こういう広域でやった場合の委託費、維持費、管理に関する費用はどうかと言いますと、かずさ水道広域連合企業団の数値を明らかにしますと、かずさは水道を広域化したら、この委託

費に関する維持費は十・三％縮減できるという計画を立てたんです。ところが水道広域化にして実際にやってみたら、この委託費については削減できた費用は何もないと、こういうことです。

だから奈良県のこの計画は、計画値を全て基準に計画してますから、将来は本当に奈良県の計画どおり財政見通しが進むのかどうか、これは大変疑問が残るところです。これが反対理由の二つ目です。

それで反対理由のもう一つは、いわゆる将来は民営化の心配がないのかという点でありますけれども、御存じのように今回の奈良県の水道の広域化は二〇一八年に国会で成立した改正水道法に基づいてこれは進められております。その国会で成立した改正水道法の中身は、広域化と民営化の道筋をはっきりと示している、そういう法律です。だから将来は絶対に民営化はないということを言い切れないというように私は反対します。

以上のように、こういった奈良県の水道の広域化につきましては大きな問題がまだ含んでおりますので、私といたしましてもこの議案に反対させていただきます。

○議長（福塚 実）これより、議第四十五号 五條市国民健康保険条例一部改正について、採決いたします。

なお、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、議第五十号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について採決いたします。

なお、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）これより、議第四十七号から議第四十九号、議第五十一号から議第五十三号及び議第五十五号の七議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長からの報告がありましたとおり、本七議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本七議案は原案のとおり可決されました。

トイレ休憩のため、十一時まで休憩いたします。

午前十時四十六分休憩に入る

午前十一時再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に日程第三、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「七番」の声あり。）
決算審査特別委員会、岩本孝委員長。

〔決算審査特別委員長 岩本 孝登壇〕

○決算審査特別委員長（岩本 孝）認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十日の本会議におきまして、令和五年度各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特

別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、山口耕司議員、吉田 正議員、中山俊樹議員、秋本直嗣議員、仲山 嘉議員、そして私、岩本 孝の七人が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長には私、岩本 孝が、副委員長に秋本直嗣委員がそれぞれ互選され、審査日程については、十三日、十七日及び十八日の三日間とすること並びに審査方法及び順序について協議しました。

以下、十三日午前十時に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず各会計の概要説明の後、会計別に審査を行うこととし、審査の順序は一般会計の歳出から各款及び項別に、個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進め、最後に総括質問を行いました。

初めに、各会計別の審査を行いました。議会費については質疑がありませんでした。次に、総務費についてであります。

一 五條市公式LINEの機能追加についてただしたのに対し、「目的のページに速やかに届くような公式LINEの構築について研究してまいりたい。」との答弁がありました。

二 移動販売車の稼働日数と商品の価格帯についてただしたのに対し、「現在、大塔地区に週三日、西吉野地区に週二日、一日当たり約十か所の地域を回っており、一般的な価格と同じである。」との答弁がありました。

三 デジタル推進費の委託料は多岐にわたるが、安価に抑える方法はないかただしたのに対し、「効率的に運用を構築できる方法について、県等と連携しながら検討してまいりたい。」との答弁がありました。

四 防犯灯設置補助金の利用額と地元の負担軽減についてただしたのに対し、「申請が少なかったためであり、補助金制度の進め方を今後検討したい。」との答弁がありました。

五 大塔支所費の修繕料についてただしたのに対し、「大塔ライフハウスのもので、腐食したベランダの柱の補修と、凍結によって破損したガス給湯器の修繕である。」との答弁がありました。

六 マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの発行件数と、一件当たりの経費についてただしたのに対し、「件数は一万一千百十三件、一件につき六百五十三円の経費がかかっている。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

七 野原東老人憩の家の修繕状況についてただしたのに対し、「必要なところは行っている。また、急を要さない箇所が何か所があるが、

できる限り行っていく。」との答弁がありました。

八 五條市社会福祉協議会補助金についてただしたのに対し、「ほとんどが社会福祉協議会の人件費となっている。」との答弁がありました。

九 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の不用額と給付できなかった理由についてただしたのに対し、「二千二百十五万四千元が不用額であり、対象世帯に送付した確認書等の返送がなかったものが全体で千三百七十四件あり給付できなかった。」との答弁がありました。

十 子育て世帯支援特別給付金事業の支援率と今後の周知についてただしたのに対し、「成果報告書に書かれている四百十三世帯が把握している数字である。周知については、ひとり親家庭の部分で児童扶養手当の支給も対象になるので、引き続き広報を行いたい。」との答弁がありました。

十一 子育て世帯生活支援特別給付金の不用額の要因についてただしたのに対し、「対象者からの申請が予定より少なかった。」との答弁がありました。

十二 子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯数と未申請の数についてただしたのに対し、「把握できているのが三十二世帯で、それ以外は未申請となったものと考える。」との答弁がありました。

十三 地域子育て支援拠点事業費の家屋借上料についてただしたのに対し、「イオン五條店内の子育て支援センターはつびいの借上料である。」との答弁がありました。

十四 認定こども園が公私連携型となり、一時預かり等の事業を行うこととなっても、はつびいはそのまま残るのかをただしたのに対し、「現在のところ、決まっていない。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

十五 南和広域医療企業団負担金が毎年上昇していることについてただしたのに対し、「南奈良総合医療センターでの発熱外来施設の建設事業や電子カルテ導入などの整備事業に充てる起債等を借り入れた分に対する分担金負担金となっており、整備に係る事業費が増加したため、一時的に増加している。」との答弁がありました。

十六 南和広域医療企業団負担金において、五條市の過疎債の起債額についてただしたのに対し、「電子カルテ等を整備した事業については五億二百四十二万一千円のうち二億六千九百十万円、発熱外来棟を整備した負担金三千五百七十万円の全額に充当している。」との答弁が

ありました。

十七 母子保健費のソフトウェア開発委託料についてただしたのに対し、「出産・子育て伴走型相談事業で、対象者の管理等を行うためのシステムである。」との答弁がありました。

十八 保健福祉センター南側屋上防水等を含む今後の改修計画についてただしたのに対し、「今年度、改修計画の策定業務を含めた調査を実施しているところである。」との答弁がありました。

十九 カラス対策ができるようなごみ袋について考慮できないかただしたのに対し、「他市町村の状況も踏まえ、どのように対策できるのか検証したい」との答弁がありました。

二十 特小ごみ袋の改良型の作製についてただしたのに対し、「ただいま作製中である。」との答弁がありました。

二十一 保健福祉センター南側、屋上防水工事の入札参加者数についてただしたのに対し、「七者である。」との答弁がありました。

二十二 スズメバチ駆除費補助金の件数と防護服の貸与についてただしたのに対し、「令和三年度は五十七件、令和四年度は四十四件、令和五年は六十六件で、防護服は無償貸与である。」との答弁がありました。

二十三 自動車騒音常時監視業務委託についてただしたのに対し、「騒音規制法第十八条によって、自動車騒音の状況を常時監視しなければならぬこととなり、基準は市内五か所に設けている。」との答弁がありました。

二十四 出産応援ギフトと子育て応援ギフトの件数の違いについてただしたのに対し、「妊娠数と出産数ということで、対象になる数字が違っている。」との答弁がありました。

二十五 出産と子育ての相談体制における改善点についてただしたのに対し、「周知を図り、オンラインの相談を引き続き増やしていきたい。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十六 巨人軍ワンデースポンサー業務委託料の効果についてただしたのに対し、「四万人以上の観客に日本一の柿のまち五條市を知ってもらうきっかけになり、始球式を尾野真千子氏に務めていただいたことで、多くのメディアにも取り上げられ、大きなPR効果があつたと考えている。」との答弁がありました。

二十七 経営発展支援資金及び経営開始資金の不用額の要因についてただしたのに対し、「希望があつた経営発展支援資金で五人、経営開始資金九人の計十四人で予算計上していたが、七件が事業採択されなかったためである。今後は一人でも多く認定新規就農者になれるよう、

県と連携しアドバイスしたい。」との答弁がありました。

二十八 鳥獣対策費の不用額の要因についてただしたのに対し、「県補助金の対象とならなかった分である。」との答弁がありました。

二十九 林産物加工施設費の原木購入費の不用額の要因についてただしたのに対し、「原材料費が調達できなかったためである。」との答弁がありました。

三十 林産物加工施設費の事業用備品購入費の不用額の要因についてただしたのに対し、「入札差金である。」との答弁がありました。

三十一 林産物加工施設費の車両系建設機械講習会負担金の不用額の要因についてただしたのに対し、「二人の受講を予定していたが、一人の受講となったためである。」との答弁がありました。

三十二 病害虫被害木整備事業補助金の内容についてただしたのに対し、「病害虫により被害を受けた立木の整備を目的として整備を実施するものの補助金である。」との答弁がありました。

三十三 病害虫被害木整備事業補助金を活用して伐採した木材についてただしたのに対し、「林産物加工施設に搬入し、チップに加工しているものもあるが、山中で伐採した状態のままとなっているものもある。」との答弁がありました。

三十四 病害虫被害木整備事業補助金を活用して伐採した木材を、林産物加工施設での利用を増やすことについてただしたのに対し、「今後、被害木の申請を受けたときに、林産物加工施設に伐採木の搬入をお願いする。」との答弁がありました。

三十五 有害鳥獣捕獲奨励金についてただしたのに対し、「アライグマ一頭につき二千円の報償金である。」との答弁がありました。

三十六 記念品作製業務委託料についてただしたのに対し、「木育事業とし、乳幼児期に木と触れ合う機会を作り、子供の健全な育成と支援の向上を図るため、木製椅子を作るもので、カルム五條で行われている定期健診時に乳幼児に配付している。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

三十七 企業立地雇用促進奨励金の成果についてただしたのに対し、「立地企業は新たな増資意欲が湧き、新規の雇用も条件としているので、地元雇用も生まれていると考えている。」との答弁がありました。

三十八 観光振興費の講師謝礼についてただしたのに対し、「五條市の観光戦略アドバイザーの四回の講演会の報奨である。」との答弁がありました。

三十九、自転車観光促進事業委託料と五條市観光イメージアップ事業委託料の内容についてただしたのに対し、「自転車観光促進事業は自転車で観光を促進するための事業で、五條市観光イメージアップ事業委託料はJR五條駅前の観光案内所の運営や、ゴーカスターのキャラク

ターを使ったイベントへの出演、観光情報の発信業務である。」との答弁がありました。

四十 自転車を使って新町等、五條市内を巡る人は、増加傾向にあるのかただしたのに対し、「若干減少傾向にあるが、観光や仕事、また市内に里帰りし墓参りに行く場合等、多様な目的で使われている。」との答弁がありました。

四十一 観光振興費の修繕料の内容についてただしたのに対し、「ロジ星のくのにの排煙窓、屋根、送水ポンプ制御盤、大塔道の駅の自動ドアの修繕等である。」との答弁がありました。

四十二 西吉野きすみ館の今後についてただしたのに対し、「今後、地域の要望も踏まえながら、皆さんの意見を聞き、検討して答えを出していきたい。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

四十三 道路維持費の工事請負費の不用額の要因についてただしたのに対し、「令和五年六月豪雨の災害復旧の対応等に手を取られ、発注ができなかったもの及び設計の見直し、入札差金である。」との答弁がありました。

四十四 工事発注に当たり人手が足りないのかただしたのに対し、「技術職員が足りないのが現状である。」との答弁がありました。

四十五 橋梁維持費の不用額の要因についてただしたのに対し、「当初予定し、県へ申請した補助金が減少し、減少した補助金で五年ごとに行わなければならない橋梁の点検と補修の設計を優先したため、工事が行えなかったためである。」との答弁がありました。

四十六 ため池現地パトロール業務委託の内容及びため池劣化状況調査業務委託の調査結果の報告についてただしたのに対し、「奈良県土地改良事業団体連合会に委託し、防災重点ため池について現地パトロール調査を実施し、必要に応じて管理者に指導助言を行っているが、調査結果は管理者へまだ報告していないので、早急に対応したい。」との答弁がありました。

四十七 林道橋梁点検業務委託料の不用額の要因及び調査結果についてただしたのに対し、「設計の見直しによる事業費の減少及び入札差金による不用額であり、調査結果については公表していない。」との答弁がありました。

四十八 (仮称)金剛山麓野鳥の森事業費の委託料の不用額の要因についてただしたのに対し、「先に密集している竹などの駆除を先行したことにより、金额的に少額になったためである。」との答弁がありました。

四十九 大和二見駅公衆便所維持管理委託料と、五条駅南側公衆便所維持管理委託料についてただしたのに対し、「五條市シルバー人材センターが受託し、三百六十五日、毎日清掃を行っている。」との答弁がありました。

五十 特定空家除去事業補助金の実績についてただしたのに対し、「令和五年度は野原西四丁目、今井一丁目、野原中一丁目、新町一丁目

の計四件の除去を行っている。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

五十一 小型動力ポンプ積載車購入費について、車両は毎年購入しているのかただしたのに対し、「消防団車両については、ポンプ車と積載車を交互に購入している。」との答弁がありました。

五十二 小型動力ポンプ車積載車購入における仕様書の作成者と予定価格の設定方法についてただしたのに対し、「市において仕様書等を作成し、三者に見積りを依頼し、その平均をもつて予定価格としている。」との答弁がありました。

五十三 小型動力ポンプ積載車の応札額の積算根拠について、業者に聞き取りを行っているのかただしたのに対し、「行っていない。」との答弁がありました。

五十四 過去三年間の消防車両の落札業者についてただしたのに対し、「令和五年度は有限会社奈良トーハツ、令和四年度は株式会社モリタ、令和三年度は有限会社奈良トーハツである。」との答弁がありました。

五十五 消防団の人数と一人当たりの報酬についてただしたのに対し、「人数は団長一人、副団長三人、方面隊長八人、分団長二十三人、副分団長二十人、部長五十七人、班長百四人、団員が二百八十二人で、報酬額は団長が十二万六千円、副団長が九万六千円、方面隊長が八万六千円、分団長が七万六千円、副分団長が五万一千円、部長が四万一千円、班長が四万一千円、団員が三万六千五百円となっている。」との答弁がありました。

五十六 災害対策費の機械設備保守点検業務委託料の委託先と、その結果についてただしたのに対し、「委託先は扶桑電通株式会社で、点検結果について特に問題はなかった。」との答弁がありました。

五十七 機械設備保守点検業務委託の扶桑電通株式会社の随意契約額についてただしたのに対し、「提示された金額は妥当であるが、妥当性が担保されているか検討しなければならぬと考えるので、今後、慎重に進めてまいります。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

五十八 放課後児童健全育成事業委託料の不用額についてただしたのに対し、「会計年度任用職員の報酬の支出減であり、募集をしたが応募がなかったというのが大きな原因となっている。」との答弁がありました。

五十九 放課後児童支援員の基準と五條市の状況についてただしたのに対し、「一単位当たり、おおむね児童四十人を二人で指導するというのが基準になっている。市内の学童保育所登録児童が三百九十二人となっている。市立学童保育所指導員等は十五人であり、不足している

状況である。」との答弁がありました。

六十 五條市全体の特別支援学級の数についてただしたのに対し、「小学校八十人、中学校六十四人の合計百四十四人である。」との答弁がありました。

六十一 遠距離通学生徒通学補助金の利用者についてただしたのに対し、「五條東中学校で一人、五條中学校で一人である。」との答弁がありました。

六十二 準要保護家庭の児童生徒数についてただしたのに対し、「小学校百二十六人、中学校九十五人である。」との答弁がありました。

六十三 現在のスクールバス乗車の基準となる距離についてただしたのに対し、「スクールバスは原則として小学生が片道三キロメートル以上、中学生は六キロメートル以上の通学上、著しく不便を期している地域の児童生徒を対象に運行している。」との答弁がありました。

六十四 危険な箇所を通学する子供たちも、今、スクールバスに乗車しているのかただしたのに対し、「乗車している。」との答弁がありました。

六十五 学校給食センター費の不用額の要因についてただしたのに対し、「賄い材料費の残が一番大きく、その要因は、令和五年度当初予算を試算する際に、物価高騰の上昇率を令和四年度に対し百二十%と見込んでいたが、米、パン、牛乳等の単価の上昇率が約百七%、その他の項目が百八%程度で収まったためである。」との答弁がありました。

六十六 伝建事業に伴う修理修景整備補助金の交付件数と、事業完了のめどについてただしたのに対し、「四件の修理修景に補助金を交付し、要望があれば随時対応していく状況で、事業の最終年度については決定していない。」との答弁がありました。

災害復旧費、公債費及び予備費については、質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についての審査を行いました。

六十七 ゴルフ場利用税交付金の各ゴルフ場の内訳についてただしたのに対し、「奈良カントリークラブが千三百八十三万二千九百十円、プレディアゴルフが三百九十五万八千八百円、シプレカントリークラブが一千四百三十八万二千四百八十円である。プレディアゴルフについては、令和五年五月までの営業であったため、次年度以降は約一千万程度の減収となる。」との答弁がありました。

六十八 火葬場の使用件数をただしたのに対し、「人体火葬で市内四百八十二件、市外三十四件である。」との答弁がありました。

六十九 寄宿舎使用料の未収金額と今後の対応についてただしたのに対し、「平成三十年度、二万一千百円、令和二年度、四万二千円、令和三年度、七万円、令和四年度、四十五万五千九百八十円、令和五年度、四十五万三千六百六十円である。対応は、在校生については納付計

画書の提出を受けているので、年度内に滞納額を完納するよう進めているが、卒業生については、居所不明者、時効の関係もあり、市の顧問弁護士と協議しながら回収を進めていきたい。」との答弁がありました。

七十 寄宿舍使用料の未収金に関する保証人についてただしたのに対し、「両親以外の親族から一人取っている。複数人から取ることにについては検討する。」との答弁がありました。

七十一 寄宿舍食事料の収入未済額の内訳と、今後の対応についてただしたのに対し、「西吉野農業高等学校桜花寮に入寮している生徒の食事料の未納の分で、納付計画書の提出を受け、計画に基づいて年度内に完納するよう進めてまいりたい。」との答弁がありました。

七十二 住宅使用料の収入未済額の詳細についてただしたのに対し、「令和五年度未納額が七百七十万八千六百円、滞納繰越分、八千九百六十五万三千九百五十二円、合計九千七百三十六万二千五百五十二円となり、全体の滞納世帯は百五十五世帯となる。」との答弁がありました。

次に、特別会計について審査を行いました。

国民健康保険特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

七十三 委託料の委託先についてただしたのに対し、「ごみ搬出業務委託は五條清掃社、墓地管理業務委託は五條東新生活実践会、浄化槽保守点検業務委託は南和衛生である。」との答弁がありました。

七十四 浄化槽保守点検委託に係る浄化槽の設置場所についてただしたのに対し、「ハートピアさくら西側の代替墓地にあるトイレである。」との答弁がありました。

介護保険大塔診療所農業集落排水事業及び後期高齢者医療の各特別会計について、質疑はありませんでした。

次に、企業会計について審査を行いました。

水道事業会計についての質疑はありませんでした。

次に、下水道事業会計についてであります。

七十五 田園一丁目地内における不明水調査業務委託料の事業内容と結果についてただしたのに対し、「降雨時に水量が増えるものが不明水で、その不明水がどれくらい流入しているかを各地点に流量計をつけて調査するもので、特に問題ないという報告を受けている。」との答弁がありました。

七十六 下水管渠テレビカメラ調査契約業務についてただしたのに対し、「田園四丁目岡南近隣公園から旧消防庁舎までの延長約二・一キロで、管の中にカメラを入れ管の状態を調査しており、結果については経過観察であった。」の答弁がありました。

七十七 公共下水道事業計画変更業務委託について、下水道をつけるに当たり自然流下ができない部分にポンプをつけなければならないところがあり、将来にわたって不可能に近いと思うが、事業計画の整合性の取れないところを見直すべきではないかとただしたのに対し、「今後、検討していきたい。」と答弁がありました。

以上が各会計の審査の概要であります。

次に、総括質問を行いました。総括質問の概要については次のとおりであります。

一 子供の貧困対策に対する教育委員会の取組についてただしたのに対し、「経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒である、準要保護児童生徒の家庭に対し、就学援助としての学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費を支給しているが、令和七年度においても就学援助の取組を進めていきたい。」との答弁がありました。

二 子供の貧困対策に対する、あんしん福祉部の取組についてただしたのに対し、「令和五年度はこども食堂を市内で開設、運営する団体に対して費用の一部を補助する事業を実施した。令和六年度は子ども食堂への開設、運営補助金に加え、子供のいる家庭やこども食堂に届けるフードドライブ事業を実施しており、令和七年度は引き続き、両事業を実施し、子供たちが健やかに成長できるよう支援していきたい。」との答弁がありました。

三 阪合部新田大平、山陰町、樫辻町、三つの自治会の要望の現状についてただしたのに対し、「大平の要望に関しては、道路の崩壊の対策ということで、現在はそれぞれの崩壊の原因を追求しながら工法を検討している。山陰に関しては、横断溝の勾配の改善ということで、横断溝の底の塗りこみを直すことにより勾配不良を解決できるということで、今年度の修繕の中で取り組んでまいりたい。樫辻大平線については横断溝設置ということで、現地の状況を見ながら今後対応を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四 地域公共交通の方法を変えて、例えば地区の自治会の組織に車両を提供して、ルートやエリアを考えていきたいところに、運行しても行うことは可能であるのかただしたのに対し、「導入に向けては地元による継続的なドライバーの確保や運営方法の検討、また交通事業者も含めた合意形成等の課題もあるが、今後、地域公共交通の利便性向上や確保に向けて、現状の運行体系にとらわれず、住民主体によるサービスも考えられるため、今後、研究してまいりたい。」との答弁がありました。

五 市道の拡幅等により、市に土地提供後の登記についてただしたのに対し、「本来であれば分筆し、登記の移転等の手続を行うのが市の

責務になるが、整理ができていないところに関しては、地籍調査を活用しながら積極的に対応してまいりたい。」との答弁がありました。

六 市道の草刈りの今後における体制づくりについてただしたのに対し、「市としては労務確保しながら、いろんな取組をしていかなければならないが、財源の確保等を含め整理していく。また、そのようなことに対応できる職員を配置できたらと考えているので、今後は調査研究させていただき、市民の迷惑にならないよう取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

七 認定こども園の公私連携について、先行して二園を行い、最終的に三園とも行うのかとただしたのに対し、「公立の三園のうち、二園を公私連携という形で進めていきたい。」との答弁がありました。

八 公私連携について、行うなら三園とも行うのが本来ではないかとただしたのに対し、「市としては地域全体の子育ての実情をしっかりと把握する意味で、公立の認定こども園を一園残していきたいと考えている。」との答弁がありました。

九 公立認定こども園を一園残し、後は公私連携することであるが、入園に際し自由に選べるということかただしたのに対し、「それぞれの特色を生かした園とするために進めており、保護者は特色のある園を選択できると考えている。」との答弁がありました。

十 市直営の認定こども園へ希望が集中した場合の対応についてただしたのに対し、「利用調整会議で保護者の希望により第一希望を優先していくことになるが、どうしても入れない場合は第二希望というところで調整をするということになる。」との答弁がありました。

十一 公私連携を行う意味についてただしたのに対し、「公立の三園の施設をできるだけ維持していきたいとの考えの下で、保育士の確保が非常に大変な中、しっかりと保育を支援し、私立・公立を分け隔てなく進めていくためには公私連携というのが非常に大事である。」との答弁がありました。

十二 他市では建物を建設する段階から公私連携を目指し、五條市では膨大な費用をかけて三園を整備しているが、今、公私連携を行わなければならないのかただしたのに対し、「少子化が非常に進んでいる中、どのようにして認定こども園を維持していくかということで、公私連携を考えていくことになった。」との答弁がありました。

十三 中心市街地活性化にぎわい創出のまちづくりに関して、八月二十九日に中央公民館において、イオンにより出店業者を集めて開催された説明会への市からの参加についてただしたのに対し、「市からは、はっぴいの所管課と中心市街地の担当である行政経営管理課等が参加した。」との答弁がありました。

十四 八月二十九日の説明会では、イオンは仮設店舗での営業は行わないということであったが、以前からその件について聞いていたのかただしたのに対し、「イオンリテール株式会社とは今まで何度も協議している中で何らかの対応をお願いしているが、イオンリテール株式会

社からは検討中ということ、はっきりした答えはまだいただいていないのが現状ある。」との答弁がありました。

十五 整備スケージュールでは、イオンは令和七年二月に一時休業、新設オープンは令和九年度となっており、その間、買物難民が生じると考えられるが、その対応をただしたのに対し、「買物難民がどれぐらい出て、どういうことを市としてやれるのか、調査研究しながら進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十六 市で周辺の空き地や公園を利用して仮設の店舗を開く考えはないのかただしたのに対し、「イオンに検討を願っている状況であるため、市としての対応は現在考えていない。」との答弁がありました。

十七 イオンリテール株式会社以外に奈良交通株式会社と株式会社南都銀行との協定を結んでいるが、その進捗状況についてただしたのに対し、「基本合意書に基づいて協議を進めている。」との答弁がありました。

十八 事業スキーム検討という中で、南都銀行は複合施設に出店するのかただしたのに対し、「現時点では決まっていない。」との答弁がありました。

十九 奈良交通株式会社の現在の状況についてただしたのに対し、「現在は協議を行っている段階で、どう新しく変わるかというところはまだはっきりと決まっていない。」との答弁がありました。

二十 奈良交通との協議に当たり、どういった要望をしているのかただしたのに対し、「用地を買収することをまず一番に、次に、今あるバスターミナルの機能を一時的に閉鎖する間は、どこにどういうものを整備し、安全が確保できるかということを協議している。」との答弁がありました。

二十一 要望書について、何の返答もないものがあるが、その対応をただしたのに対し、「内部の処理として、データベースに登録して遺漏がないように措置しているが、要望書によらない通報、通告、要望もある中で、データを全ての職員が共有できるよう進めていきたい。」との答弁がありました。

二十二 道路の破損に関して、地元から連絡が入っている箇所についての優先順位、特に通学路への対応についてただしたのに対し、「危険が及ぶところ、優先順はしっかりと認識して、今後進めてまいりたい。」との答弁がありました。

二十三 小・中学校体育館エアコン事業について、緊急防災・減災事業債による整備をお願いし検討するということであったが、その検討結果についてただしたのに対し、「県内他市の状況について現在、調査研究している。」との答弁がありました。

二十四 酷暑の中で、体育館の使用に当たり、スポットクーラーでの対応を現在行っているのかただしたのに対し、「本年八月上旬に市内

小・中学校全てに一台ずつ、移動可能な機械式冷風機を設置した。」との答弁がありました。

二十五 ユニバーサルデザインで車椅子利用者も利用でき、ペットボトルにも給水できる冷水機のシダーアリーナへの設置についてただしたのに対し、「高価なもので、しつかりと考えていきたい。」との答弁がありました。

二十六 小・中学校への冷水機の導入についてただしたのに対し、「小・中学校も現在、冷水機が設置されているが、古いものもあるので、交換時期に性能のよい冷水機の導入も検討してまいりたい。」との答弁がありました。

二十七 市営住宅の賃料滞納における保証人からの回収状況についてただしたのに対し、「保証人への対応において、完納が六件、分納が十五件となっている。」との答弁がありました。

二十八 市営住宅に同居する際の保証人の取扱いについてただしたのに対し、「連帯保証人については、現在は廃止していないが、最終的には保証制度を廃止するかどうかということをしつかり検討しながら進めていきたい。」との答弁がありました。

二十九 連帯保証人について、保証してくれる団体の利用についてただしたのに対し、「しつかり研究したい。」との答弁がありました。

三十 大塔公の施設の指定管理について、あと一年で期限となるが、今後の展望についてただしたのに対し、「募集方法や指定管理料について検討する。」との答弁がありました。

三十一 五條市地域商社の市に対する経営報告等は年に何回行われているのかただしたのに対し、「毎月の報告または懇談会を開催している。」との答弁がありました。

三十二 五條市地域商社の指定管理に対する検証についてただしたのに対し、「大塔の公の施設について、指定管理料が三千万円、本当に大きな金額である。その中で、指定管理料についてゼロ管理指定を目指しながら取り組んでいるところでもある。民間の活力を生かして、今後、三千万円を出すのがいいのか、運営費用だけを最初に渡してやってもらえる方法はないのか、施設の老朽化も踏まえ、議会や民間の意見も聞き進めてまいりたい。」との答弁がありました。

三十三 NPO法人Future Education Supportの従たる事業所の所在地が大塔ライフハウスになっているが、大塔ライフハウスを使って事業をすることを承認しているのかただしたのに対し、「大塔ライフハウスで事業を本格的にするという許可の取扱いは一切なく、契約もない。」との答弁がありました。

三十四 NPO法人の事業について、大塔ライフハウスで事業が行えるのかただしたのに対し、「関西圏の子供たちを宿泊研修させるような希望を聞いているが、実施時期等については何の話もない状態である。」との答弁がありました。

三十五 NPO法人の書類上、大塔ライフハウスでの事業を五條市が認めたという事業内容になっていることについてただしたのに対し、「内容についてしっかり説明してほしいと話しているが、市が許可できるのかどうかというところもNPO法人代表から話を聞いた上で精査してまいりたい。」との答弁がありました。

三十六 赤谷オートキャンプ場の再開についてただしたのに対し、「キャンプ施設も流失し、また被災後の国土交通省による砂防事業により、観光客が川遊びをしていた河川は護岸も含めコンクリート張りとなったため、同じ場所でのキャンプ場の再開は難しいと考えている。」との答弁がありました。

三十七 大塔地区でのキャンプ場の整備についてただしたのに対し、「大塔ふれあい交流館の再開の協議も踏まえ、大塔町全体の活性化を検討する中で、必要性も含め研究してまいりたい。」との答弁がありました。

三十八 五條市クリーン・オアシス及びエコ・リレーセンターごじょうの包括管理の導入についてただしたのに対し、「二施設及びみどり園の浸出水の処理施設の包括委託について、令和七年四月一日から委託できるよう事務を進めている。」との答弁がありました。

三十九 林産物加工施設でのチップの一日の生産量についてただしたのに対し、「約三、七トンである。」との答弁がありました。

四十 芝崎河川公園のトイレの衛生面と、木製の手すりの劣化についてただしたのに対し、「トイレは週二回、五條市シルバー人材センターに清掃業務をお願いしている。しかるべき修繕等があれば、しっかりと対応していく。また、手すりの老朽箇所については、トラロープと注意喚起の措置は終わっているが、改修を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四十一 民間人が市の遊休施設を借り受けることについてただしたのに対し、「貸し付けることは可能である。貸付け方法は貸付けを希望する財産を所管する課に申込書を提出し、所管課が内容等の確認後、契約を締結し、使用料の納付を経て貸し付けることになる。」との答弁がありました。

四十二 市内在住の若者が、当時の市長の諮問機関としてユースフォーラムという団体を作り、にぎわいを目指しているいろいろな取組をしていたと聞くが、現在の取組として何か考えていることがあるかただしたのに対し、「若い人たちがイベントを通じて本市の魅力を感じ、未来を考える活動を行うことは、まちづくりや人づくりを考える上で大きな意義がある。今後のまちづくりを視点とした新たな取組を市の関係部署で研究していくことは非常に大事である。」との答弁がありました。

四十三 芝崎河川公園に隣接している吉野川での水難事故の件数と対策についてただしたのに対し、「平成二十六年から令和六年五月までの間、十一年間で八件、うち六件が死亡事故となっている。公園には水難事故が多発している場所であることを周知する立て看板を設置して

いる。また、防災行政無線のスピーカーが設置されているので、シーズン中に無線発報により注意喚起を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

四十四 認定こども園の公私連携に関して、正規職員の保育士の一般事務職への職種替えは可能であるのかたまたしたのに対し、「市役所本庁などで一般行政事務に従事させようとする場合は、職種変更の意向確認等一定の手続を踏んだ後、職種替えが可能である。」との答弁がありました。

四十五 認定こども園の公私連携に関連し、会計年度職員の取扱いについてたまたしたのに対し、「現在、公立認定こども園で勤務している会計年度任用職員が、公私連携を実施する法人で勤務を希望する場合、本人の意向を確認してから継続した雇用に向け、公私連携を実施する法人に積極的な採用を要請したい。」との答弁がありました。

四十六 公私連携で国等の補助金で市の負担が軽減されて、その軽減された費用をほかの子育て支援などに活用できると聞いたが、どのような支援に活用できるのかたまたしたのに対し、「現在、国の施策で三歳児以上の保育料が無償化されているが、今回の公私連携の実現により、さらに三歳児未満の保育料も無償化できるものと考えている。」との答弁がありました。

四十七 西吉野農業高等学校卒業後の進路についてたまたしたのに対し、「農家や農業法人への就職、また地元での就職または進学等となっている。」との答弁がありました。

四十八 西吉野農業高等学校におけるスマート農業に関する授業の必要性についてたまたしたのに対し、「先進的な農業技術を取り入れたスマート農業を積極的に取り入れ、さらなる農業教育の高度化を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

四十九 西吉野農業高等学校在学中に、ドローンや重機、ＩＴ等の資格等の促進についてたまたしたのに対し、「ドローンや農業の関係等で資格を取得することは、就職する上で非常に有利になってくると考えるので、授業に取り入れることができるよう研究してまいりたい。」との答弁がありました。

五十 西吉野農業高等学校における農業のデジタル化についてたまたしたのに対し、「デジタル化のノウハウを取り入れながら、今後、五條市の農業をどうやっていくのかということも学校として考えていかなければならない。市としてしっかり取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

五十一 公私連携認定こども園について、保護者や保育士の理解についてたまたしたのに対し、「公私連携のこども園の移行に関しては、保護者、公立の認定こども園の保育教諭等の職員にも丁寧に説明していくことが非常に大事と考えている。今後も保護者や職員等の意見を聞き

ながら、公私連携の取組に反映していきたい。」との答弁がありました。

五十二 市内の認定こども園は私立を含めて五園あるが、十年から二十年後の見通しについてただしたのに対し、「現在の出生数からすると公立の定員では不足するので、五園は必要かと考える。今後のことについては、このことも含めて検討してまいりたい。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について討論を省略して一括採決の結果、本件は全員一致をもって認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会の審査日程は十八日までとなっておりますが、審査が全て終了いたしましたので、十七日に閉会いたしました。以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、認第一号から認第九号までの九議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会委員長からの報告がありましたとおり、本九議案は原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

昼食のため、一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に日程第四、本日提出されました議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十六号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程いただきました、議第五十六号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和六年度五條市一般会計補正予算（第五号）の一ページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に一千三百九十二万六千円を追加し、総額で百八十八億九千六百五十五万五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。五ページ下段を御覧いただきたいと思います。

商工費、観光振興費の一千三百九十二万六千円でございますが、大塔ふれあい交流館の受電再開に必要な経費として、所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと思います。

地方交付税において二万六千円を、市債において一千三百九十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 今回、追加の補正という形の中で、ある程度は説明を聞いているわけですが、その中において、このキュービクルから配線云々があったということですが、それで今回、一千三百九十二万六千円ですか、これを補正することですけれども、補正することに對しては何らあれがないんですけれども、ただこれを補正することによって、前にもちよつと説明がありました大塔のふれあい交流館、これを再開というとおかしいけれども、再開に向けてこの予算を組んで、そして電氣を通すと、そういうお考えの中で今回の補正になつておるのか、その辺をちよつとお聞きます。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 六番、窪議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおりでございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） そしたらそれを再開するために、これはかなり前にも聞いた中でしたら、かなりの今の現状ですけれども、雨漏りも踏まえてそうですけれども、いろんな形の中で再開に向けての費用というか予算が絡んでくると思うんですけれども、その大体の、これは電氣を通さないことには、その試算というのができないのか、その辺ですけれども、というの、えらいお金がかかるという形の中で、これは途中で、ちよつとこれだけお金がかかるんやったら再開は無理やなことになったら、今回のこの補正は無駄といったらおかしいですけれども、なりかねないというような形の中で、今大体の大ざっぱな再開に対するその予算というのが分かつているのか、全くまだ把握してないのか、その辺をちよつとお伺いします。

○議長（福塚 実） 池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。

全体の費用に関しては、まだ把握してございません。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 何らこれは補正することには問題はないと思うんだけど、その辺をやはりちょっと慎重にやってもらわなくては、これは本当にあくまでも、この間も話をさせてもらったけれども、全員のただ避難所だけの再開ということになりましたら、やっぱりちょっといろんな形の中で問題が出てくるのと違うかなと思ってますけれども、前にも申し上げましたけれども、やっぱり再開するためには大塔だけじゃなしに、やっぱり五條市の活性化、そしてまたその観光として、何かそういうような形の中のものを利用できないかという形の中で、これは再開をしていただきたいと自分は思うわけですけれども。

それで、それに向かって前にもちよっとほかの議員からも話がありましたけれども、僕もそうですけれども、あの赤谷キャンプ場というのは、もうキャンプができないような状況になっておるというようなことの中で、横に流れている舟ノ川ですが、あの利用というのは、本当に僕は大塔にとって、そして五條市にとっても宝の川であると思うわけですけれど、やはりそういうことの整備も踏まえた中でその再開という形の中で、やっぱり再開してよかったなと、一つの事が目的ではなしに、こういうことにも利用できるような再開に考えあぐねたんだなということができるような形でお願いして、目指してほしいと思いますけれども、市長、どうですか。

○議長（福塚 実） 平岡市長。

○市長（平岡清司） 今、議員がお述べのとおりだと思ってます。当初、電源を入れてどの辺りが駄目なのか、浄化槽であつたり空調であつたり、そういうところをまずチェックしたいなというところがございました。

そういうところで地元にもちよっと説明をさせていただき、電気を入れるといった矢先に配線がないということになりましたので、一度電気を入れてみないと、どれぐらいの事業費がかかるというのがはつきり分からない。そういった中で、電気を一旦入れてみて、それまでにもしっかりと計画を立てて、議員が先ほどからお述べのとおり、やはり大塔だけじゃなしに五條市の活性化も当然目指すという中においては、避難所というところも大事でありますし、あそここのちょうど交流館の北のところにも議員が先ほどお述べになった川もございます。そんな中で、また新たにキャンプもできないかなということも考えておまして、その辺は県ともいろんなお話もさせていただいておるところでございます。全体を含めまして地域の活性化、また五條市の活性化につながるように、しっかりとまた取り組んでまいりたいなと思ってます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（福塚 実） 六番、窪佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）そういうことで、ひとつよろしく願います。

それともう一つ、これに至った原因ですけれど、やっぱりこれは外の、初めはキュービクルのところであって、そこからこれは写真を見せてもらっただけの話ですけれども、建物の中に入って、その線を取られておるといふ感じで、これは令和四年三月三十日に閉館していると。そこからの、これはいつ頃といったらおかしいですけれども、こういうことがあったのかというのは分からないかも分かりませんが、一つそれと、これはむしろ被害届というのをやっぱり警察のほうへ出してあるのか、その辺をちょっと併せて願います。

○議長（福塚 実）池嶋産業部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

実際、ケーブルの盗難というのが分かったのが八月二十九日でございます。それと警察のほうへの被害届はその日のうちに提出、御相談させていただいております。

以上でございます。

○議長（福塚 実）ほかにございませんか。（「十番」の声あり）

十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）私もこの補正には反対するものではないと思うんですが、やはりこうして電気がついてない、そして電気が通ってなかった。そういうことはイコール防犯カメラも作動してないし、今は電池式というか、そういうので防犯カメラとかもありますので、その交流館だけじゃなしに使われてない学校とか、そういうのも含めて一度点検していただきたいと思いますので、答弁は結構です。でよろしくお願いたします。

○議長（福塚 実）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今までこのふれあい交流館には多くの投資をされてきたと思うんです。それでこの建設時のいわゆる建設に係った費用、そしてまず最初に築何年になるのか、そして建設費用、そしてこれまでに係った修繕費並びに設備、災害対応の自家発電機を入れたと思うんですけれども、それらを含めて今までの投資額というのを教えていただけますか。

○議長（福塚 実）泉井大塔支所長。

○大塔支所長（泉井伸之）山口議員の御質問にお答えします。

まず、建設の年数が今で二十七年目になります。それで建築費用が総額で二十一億百十六万六千円になっております。

それで修繕のほうなんです、資料がございしますが、ここ六年ほどになるんですが、そのほうの総額が二千五百八十七万四千円になります。それとは別に自家発のほうの工事費用が二千九百三十一万一千二百円の支出になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） この起債は全て終わっておるんですか、起債は残ってるんですか。

○議長（福塚 実） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 起債につきましては、令和六年度末の残高としまして、九百四十七万円ほどは残っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 先ほども言われておりましたけれども、今後使用するに当たって、いわゆるこの起債が残っておって、どんな形にできていくのかというのは、まだまだこれから検討していかないとならんと思うんです。

それで約二十一億六千万ほどの投資をされております。しかしながら、そこは回収には至ってないはずで、指定管理の費用もかなりの額が投資されておると思います。

ただお金を使ったから、使わなかったからというよりも、先ほどもあったように、やはり五條市の発展のために生かしていただかないとあかん施設だと思いますので、どうか今後ともよろしく願いたいと思います。

ただ一点、決算審査のときにも言わせていただいたんですけれども、やはり調査せずに相手に貸すというのはよくないと思います。それでこれは開館したとしても、やはりしっかり相手方を見ていただいて、区別をつけるわけじゃないですけど、逆に利用されてしまうと大変なことになってしまいますので、どうかその辺だけよろしく願っておきたいと思います。

○議長（福塚 実） 答弁は。

○九番（山口耕司） 結構です。

○議長（福塚 実） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第五、同第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第五号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました、同第五号 五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員のうち寒川英明委員の任期が、本年十二月十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

寒川氏は、現在、教育委員会委員として五條市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。

人格は高潔で、教育、学術及び文化に深い見識があり、教育委員として適任者であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第六 推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程いただきました、推第一号から第三号までの三議案につきまして、いずれも人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることとありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります、片山邦彦委員、辻信彦委員及び山本美智子委員の任期が本年十二月三十一日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、片山邦彦氏、山本美智子氏の再任及び竹本悦子氏の選任の同意をお願いしたく存じます。
三氏とも、人格、見識ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての適任者であります。

なお、任期につきましては、令和七年一月一日からの三年間であります。

議員各位には、御理解をいただき、御推挙を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第七 発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 発議第六号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和六年九月二十六日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司
賛成者 同 岩本 孝

○議長（福塚 実） 提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。

二〇二三年（令和五年）の高齢者による交通事故発生件数は四千八百十九件、事故全体に占める高齢者の事故割合は十五・四％となっており、二〇一九年（令和元年）の十八・一％からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

七十五歳以上、八十歳以上の運転免許の保有者数の推移を見ると、二〇一九年の七十五歳以上、八十歳以上の免許保有者数（七十五歳以上、五百八十三万人、八十歳以上、二百二十九万人）は、二〇〇九年の数値（七十五歳以上、三百二十四万人、八十歳以上、百十九万人）と比較して、七十五歳以上は一・八倍、八十歳以上は約一・九倍となっており、今後ますます高齢者運転が増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等、周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組が進められる中で、免許返納後の移動手段の確保が大きな課題となっている。

政府では、高齢運転者による交通事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対し、全ての地方公共団体が高齢者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組を求める。

記

一 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。

一 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となつて、車の操縦、制御等を行うレベル四以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第九十九条に基づき意見書を提出する。

令和六年九月二十六日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）提案理由の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よつて、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福塚 実）起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（福塚 実）次に、日程第八 発議第七号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）発議第七号 五條市議会議規則の一部改正について。

五條市議会議規則の一部を次のように改正する。
令和六年九月二十六日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 吉田雅範

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。（「十番」の声あり）

議会議運営委員会、吉田雅範委員長。

〔議会議運営委員長 吉田雅範登壇〕

○議会議運営委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第七号 五條市議会議規則の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、論点を明確にし、審議を深めやすくするよう、質疑における回数制限について緩和を図るため、本規則の一部を別紙議案書のとおり改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、次のとおりであります。

第五十六条、ただし書中、「特に議長の許可を得たとき」を、「一問一答方式で質疑を行う場合」に改めるものであります。附則で条例の施行を公布の日からとしております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。議員各位には、何とぞよろしく御賛同賜りますよう、お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配付しております閉会中継続調査申出一覧のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（福塚 実）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は九月二十七日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、令和五年度五條市各会計決算審査をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

理事者側各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指し御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会の挨拶いたします。ありがとうございます。

市長から、閉会の挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司） 令和六年第三回九月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

今定例会に提出いたしました全議案につきまして、原案のとおり可決、承認等を得ましたことにお礼を申し上げる次第でございます。

朝夕はめっきり涼しくなつてまいりましたが、日中はまだまだ暑い日もあり、夏の疲れが出る頃でもございます。

議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（福塚 実） これをもちまして、令和六年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後二時二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
大 谷 龍 雄	吉 田 雅 範	山 口 耕 司	福 塚 実

